

市長等の給料の特例に関する条例の制定について

市長等の給料の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年6月14日提出

日立市長 小川 春 樹

---

(提案説明)

市長等の給料月額を減額するため、本条例を制定するものであります。

## 市長等の給料の特例に関する条例

### (市長の給料の特例)

第1条 市長の給料月額は、令和5年7月1日から令和9年4月30日までの間（以下「特例期間」という。）において、日立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和32年条例第16号。以下「常勤特別職給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、常勤特別職給与条例別表に定める額から当該額に100分の7を乗じて得た額を減じた額とする。

### (副市長の給料の特例)

第2条 副市長の給料月額は、特例期間において、常勤特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、常勤特別職給与条例別表に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。

### (教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の給料の特例)

第3条 教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の給料月額は、特例期間において、常勤特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、常勤特別職給与条例別表に定める額から当該額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

### (失効)

2 この条例は、令和9年4月30日限り、その効力を失う。